

教育厚生委員会会議録

日時 平成20年12月15日(月) 開会時間 午前10時4分
閉会時間 午後3時13分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由
副委員長 河西 敏郎
委員 土屋 直 清水 武則 大沢 軍治 岡 伸
武川 勉 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 小沼 省二 理事 横山 祥子 福祉保健部次長 藤原 一治
福祉保健部次長 酒井 善明 福祉保健部技監 ・瀬 康男 福祉保健総務課長 杉田 雄二
監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝 幹男 国保援護課長 山本 節彦
児童家庭課長 市川 由美 障害福祉課長 八巻 哲也 医務課長 山下 誠
県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英 健康増進課長 荒木 裕人

教育委員長 金丸 康信 教育長 ・瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀
理事 小川 昭二 次長(総務課長事務取扱) ・瀬 猛
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 神津 孝正 義務教育課長 佐野 勝彦
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 矢崎 茂樹
社会教育課長 大堀 修己 新図書館建設室長 末木 浩一
スポーツ健康課長 今井 三千雄 学術文化財課長 三枝 仁也

議題 第106号 山梨県学校職員給与条例中改正の件

第109号 山梨県営病院諸収入条例中改正の件

第112号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

第115号 平成20年度山梨県営病院事業会計補正予算

第123号 指定管理者の指定の件

第124号 指定管理者の指定の件

第125号 指定管理者の指定の件

第126号 指定管理者の指定の件

第145号 指定管理者の指定の件

第146号 指定管理者の指定の件

第147号 指定管理者の指定の件

第148号 指定管理者の指定の件

第149号 指定管理者の指定の件

第150号 指定管理者の指定の件

第151号 指定管理者の指定の件

請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

請願第20-3号 県立中央病院・神経内科の診療再開と常勤医師の確保及び県営病院としての存続を求めることについて

請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

請願第20-10号 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求めることについて

請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

審査の結果

議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、請願20-3号は請願事項の1「山梨県立病院へ神経内科の常勤医師を緊急に配置し、神経内科を1日も早く再開すること」についてのみ採択とし、請願事項の2については不採択とすべきもの、請願20-10号は不採択すべきもの、請願19-17号、請願20-7号及び請願20-12号は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要

午前10時4分から午後0時5分まで福祉保健部関係(午前10時36分から午前10時58分まで休憩をはさんだ)の審査を行い、休憩をはさみ午後1時32分から午後3時13分まで教育委員会関係(午後2時18分から午後2時28分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第109号 山梨県営病院諸収入条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第112号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第115号 平成20年度山梨県営病院事業会計補正予算

質疑

岡委員 この委員会並びに県立病院あり方検討特別委員会において、私たちはこれまで知事が6月議会で表明をした一般独立行政法人化に問題があるということで討論して来たわけですが、今議会におきまして知事から改めて特定独立行政法人化するという形で提案をいただいたわけです。それはそれとして、問題は、私たちが正式にお聞きしたのは12月4日の本会議における知事の提案説明の中だったのに、その特定独立行政法人の理事長に東大大学院の教授である小俣先生に就任いただくことが、内定という形で11月27日の記者会見で発表されたことであります。

その時点では特定独立行政法人がいいと私たちはまだ判断したものではありませんが、しかし、議会の中で表明されて初めて私たちは検討をするということになるかと思うわけです。その経過を含めてやはり問題があったのではないかと思います。部長の考え方をまずお聞きしたいと思います。

小沼福祉保健部長 小俣先生を理事長にする経緯ということでよろしいでしょうか。

岡委員 はい。

小沼福祉保健部長 確かに特定独法化を議会で発表する前に、記者会見で知事が理事長の就任予定者を公表させていただきました。特定地方独立行政法人に移行する場合は、来春早々には中期目標を策定していかなければなりません。その場合、やはり平成22年度から理事長として就任される方が当初からその計画、目標づくりに関与していただくことがベストですので、特定独法化表明とほぼ同時に理事長就任を決めさせていただいたということです。

小俣先生との交渉の経緯ですが、昨年11月、知事が初めて小俣先生にお会いしたということです。東大に小俣先生といういい先生がおいでになるので、山梨県の医師不足等々についてご相談したらいかがかとある方に助言を受けたようです。その後、副知事もお会いし、私も福祉保健部長に就任をした後の5月に、知事に伴って小俣先生にお会いしました。その際には県立病院等々の問題で、経営形態の問題も考えていますが、何かの折にはご協力くださいという程度のお話をさせていただきました。その後、私も上京の

折には、せっかく知己を得ましたので、できるだけ小俣先生のところへお邪魔して、よもやま話をしていたところで、先生も県立病院や山梨県の医療に対して、非常に関心を持たれていました。

10月下旬に、知事から独法化した場合の理事長とか全適になった場合の管理者等は決めるべきだろうということで、小俣先生はいかがだろうという話がありました。私からは、小俣先生の前任者等の行かれたところを見ますと、国立病院機構の理事長や施設長という職につかれていますので、なかなか山梨へ来ていただくのは難しいですが、山梨への思いは強そうですよと話しましたら、知事がお願いしてみようということでしたので、11月に小俣先生にお願いをしました。

そのときの小俣先生のお答えは、やはり自分一人で決められる問題ではないとのことでした。要するに東京大学医学部としての問題と、もう一つはご家族と相談する必要があるということで、返事を保留されました。その後、11月20日に清水東京大学医学部長同席の中で、最終的にご返事をいただきました。そのような経緯です。

岡委員

昨年の11月からかわりがあったことについては了とするわけでありませけれども、基本的に私たちは一般独法でどうするのか、あるいは地方公営企業法の全適について、どうするのかと議論をしてきた経過がありますよね。その中で、特定独法の話は全く出なかった。言うならば今回降ってわいたような話であったわけです。そして、本来ならば議会へかけて議決された後に、先生に内諾をいただくというのが、基本的な流れとして順当じゃないかなと私は感じているんですよ。つまり、先ほど言いましたように先生をお迎えすることについて否を述べるわけではありませんけれども、その経過、手順を間違えると、私たちが議員として、一般の県民に説明するにつけても私達が知らないうちにどんどん決まってしまうのかということになるわけですね。今までの経過は部分的にはわかりますけれども、その辺についてやはりどうだったのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長

順序として経営形態を決め、その後に理事長もしくは管理者の選任をすべきという順序立てが正しいであろうということですが、私も望むべきはそうすべきかとは思いましたが、今回、12月に経営形態を決めて、来春1月から中期目標を立てていく中で、やはり同時に決めさせていただかないとなかなかその後の事務がうまくいかないということで、若干遺漏はございましたがそう決めさせていただきました。

岡委員

先ほど来から言うとおりの経過はわかりませんが、あまりにも説明不足であったらと改めて思います。今、部長がそれなりの言い方をされましたけれども、しかしやはり知事につくブレーンといいましょうか、周りの人たちがそれなりの気遣いもしていただきたいと感じるわけです。やはりあまりにも軽率だと感じる場所がありますので、一言だけ苦言を呈しておきたいと思えます。

土屋委員

議事進行。今の岡委員の質問は、議会人とすれば当を得た議論でありまして、福祉保健部長の説明ではなかなか了とするには難しい。当委員会としても権威を保たなければならないという立場ですので、委員長、休憩にさせていただいて、議員で論議を深めてこの件の処理に当たっていきたいと思えますので、よろしく願います。

(休 憩)

岡委員 本会議において、私たちフォーラム政新として、会派の議員が質問をさせていただきますでしたが、知事から6月議会において一般独立行政法人化ということで提案がありました。これが最高だ、これがすべて、これが一番いいと言われてきたわけですが、私たち会派としては、地方公営企業法の全適でお願いしてきました。最終的には県立病院あり方検討特別委員会の報告書は両論併記で出たという経過であります。

そういう経過の中では、最初から総務省が特定独立行政法人化を認めてくれないということでした。医療観察法の指定入院医療機関以外は総務省の許可が得られないということで、私たちは特定独立行政法人化を議論もしなかった経過があるわけです。改めて、今までの経過を含めて考え方を述べていただきたいと思います。なぜ一般独立行政法人より特定独立行政法人のほうがよりよいのかという点を含めてご説明いただきたいと思います。

篠原県立病院経営企画室長 確かに今回の本会議で質問をいただく中で、知事の答弁としては、県立病院の経営のあり方につきましては、県民の皆さんのいろいろな意見を聞く中で、県立病院の職員が公務員であることは安心感が得られるという声に配慮したという点が1点目です。2点目としましては、県立北病院に、心神喪失などの状態で重大な他害行為を行った者に対し必要な医療を提供する、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院機関としての整備を行う中で、この特定独立行政法人というものが、先生がおっしゃるように、最初から総務省のハードルが高いということで取り置かれていました。しかし、医療観察法を含めいろいろ模索する中で、医療観察法がどう動くかという微妙な問題もありましたが、知事がこのような決断をしたということです。

岡委員 多くを議論するつもりはありませんが、しかし特定独法につきましても、できればやはり当委員会において、説明があってしかるべきだと私は感じていたわけです。しかし、私ども会派の中でも、一定の部分では了とせざるを得ないだろうという考え方でまとまっていますので、これ以上は申し述べませんが、今までずっと言い続けてきた一般独立行政法人化から特定独立行政法人化とするのであるならば、やはり臨時でも、委員に説明があるように次からはお願いしたいと述べて終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第123号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第124号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第125号 指定管理者の指定の件

質疑

岡委員

私は数年前、たまたま機会がありまして、5月5日の子どもの日近辺に愛宕山こどもの国に行ったことがあります。多くの子どもがお父さん、お母さん方とともに遊び、楽しんでいるところを拝見することができました。21世紀を担う子どもたちのために積極的に事業を推進することはいいことだと思っております。

それなりの事業計画や運営方法があると思いますが、1年間を通じて何をどうやっているのかがあまりよくわからないところもありますので、できましたら年間計画等々を含めて、どういう形で5億2千万円程の費用がかかっているのか、あるいは何を子どもたちのためにしようとしているのか事業計画等がわかるような資料をできたらいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

市川児童家庭課長 承知いたしました。後ほどお届けします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第126号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第20-3号 県立中央病院・神経内科の診療再開と常勤医師の確保及び県営病院としての存続を求めることについて

意見

土屋委員

この請願については本年6月議会に提出されたものでありまして、中央病院の神経内科の再開と県病院として存続を求めているという内容です。県立病院の経営形態については議会では引き続き検討が必要だということで、6月議会も9月議会も継続審査として扱われたわけです。この請願は願意が2つありますが、県営病院の存続を認めることについては、地方独立行政法人移行準備事業費を可決すべきものとしたところである関係上、これについては不採択としてほしいと思います。もう1点の、神経内科の時間外診療並びに入院診療ができない現状は当然、改善をしてほしいと思います。そして、急いで常勤の医者を確保してほしいという願いが込められているわけですので、ぜひこの点については採択をしてほしいと思います。一方は不採択、一方は採択ということで、各委員のご了解をいただきたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で、請願事項の1「山梨県立病院へ神経内科の常勤医師を緊急に配置し、神経内科を1日も早く再開すること」についてのみ採択とし、請願事項の2については不採択すべきものと決定した。

請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

意見

(「継続審査」の声あり)

討論

なし

採決

全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見

土屋委員

これはこの議会に新しく出された請願案件でして、現在、国会でも盛んな議論を呼んでいるものと伺っています。介護労働の人材確保の方策について、現在のところ社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定など、職員の処遇改善と人材を確保するという柱のもとに見直し案が、国会でも議論されているところでありまして、テレビ、新聞等の報道によりますと、介護報酬のアップについても3%程度、経済対策費の中で取り組もうという、政府の考えもあると伺っていますので、この案件については継続して国の行方を見据えながら取り組んでいくことが一番賢明ではないかと思っておりますので、継続審査をお願いしたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(産科医療補償制度について)

安本委員

2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。産科医療補償制度が1月1日から始まるという説明が先ほどありました。県立中央病院については、これの制度に加入をするということですが、県内の分娩ができる病院の加入状況や、加入するかどうかの意向について、県で承知をしていましたらお聞きしたいと思います。

山下医務課長

現在、県内で分娩を取り扱うことができる医療機関が、7病院9診療所です。きょう時点でその7病院9診療所すべてこの制度に加入済みです。

(やまなし子育て支援プランについて)

安本委員

ありがとうございました。安心をしました。

次にやまなし子育て支援プランについてお伺いします。子どもが幸せな社会はみんなが幸せな社会だと思うわけですが、子どもが健やかに生まれ、共働きが多い中で子育ての負担が重くならないように社会全体で支えていく、安心して子どもを産み育てることができるようにということで、本県においてはやまなし子育て支援プランに基づいて、さまざまな施策が行われていると承知しております。その達成率について発表がありましたけれども、3年目で60%の目標に対して53%とおおむね順調に進んでいるということで、県当局に頑張ってもらっていると感謝を申し上げます。

そこで、現在実施中の子育て支援プラン前期計画について実施状況の検証を行って、平成21年度に後期計画を策定すると聞いておりました。現在、既にその作業も着手をされているということですが、その作業手順やスケジュールといった、これから後期計画策定にあたり、来年度に向けてどういう段取りで進められていくのか、まず伺います。

市川児童家庭課長

やまなし子育て支援プラン後期計画のスケジュールについて、説明させていただきます。この後期計画は平成22年度から26年度までの5年間を計画期間としております。計画に当たってのスケジュールですが、子育て家庭のニーズを的確に把握することが大変重要になります。そのため、現在、市町村において小学校の低学年以下の子どもを持つ家庭に対して、ニーズ調査を実施しているところで、その調査結果が来年の3月までに県に報告されます。また、県におきましても、今年度中に県政モニターへのアンケート調査を実施します。来年度は国から示される後期計画の策定指針をもとにし、これら調査結果を参考にしながら計画案をつくり、パブリックコメントを経て、平成21年度末までに後期計画を策定していく予定です。

安本委員

今、市町村へのニーズ調査をされているということですが、後期の行動計画策定に向けた第1回目のやまなし子育て支援プラン推進協議会が今年9月に開催されて、前期計画の進捗状況が報告されておりました。おおむね順調と聞いていますが、今回の議会でも本会議で答弁がありまして、多様な保育ニーズへの対応という分野については、3歳未満児保育など多様な保育サービスの提供や、緊急時の一時預かり、特に放課後児童クラブなど、予定した進捗率を上回っていると伺っております。大変申しわけない意地悪な質問かもしれませんが、逆に多様な保育ニーズへの対応という部分の施策で進捗率が低い事業があるのかということと、あればそれはどうしてかということをお伺いしたいと思います。

市川児童家庭課長 やまなし子育て支援プランの前期計画は5年間の計画ですので、平成19年度の進捗率の目標となる率は60%でして、その中で進捗率の低い事業というのは、割合では47%程度のもので、その中で保育ニーズへの対応の事業としましては、延長保育が34.6%、休日保育が6.7%、子育て支援センター事業が46.4%といった状況です。

低い理由ですが、これは決算特別委員会でも触れさせていただいたんですけれども、延長保育につきましては平成18年度から19年度は126カ所ということで、数字の上ではふえておりません。これは、延長保育を実施している保育所の数でカウントをしております。実際にはその1年間に新規に取り組んだ保育所が9カ所ありましたが、その一方でニーズがなくなって取りやめた保育所も9カ所あったということです。それから、延長保育を30分実施している保育所が、保護者のニーズによって1時間に拡大したという状況もありまして、数字には反映はされていないんですけれども、着実に延長保育は進んでいるという状況かと思えます。

全体的に低い理由と申しますのは、プランの目標の数値は主に市町村のニーズ調査をもとにして、市町村が提供すべきサービスの量として掲げたものを参考にしたもので、ニーズの結果と実際の需要との乖離があるとか、ニーズの変化、市町村の財政状況等々がありまして、進捗率が低い事業も生じている状況です。

安本委員 議会の答弁にもありました、県単独で実施している産休・育休明け保育推進事業がありますけれども、年度中途でも預かってもらえるということで、非常にいい事業ですが、その実施状況についてはいかがでしょうか。

市川児童家庭課長 産休・育休明け事業につきましては、乳幼児の入所を円滑にするための県単独の補助制度でして、保育士の配置基準を上回る職員配置ができるよう人件費の補助をするものです。実施の数ですが、平成19年度は9市町で59保育所が実施していました。今年度は10市町で62の保育所が実施しております。今後も市町村にこの制度の活用を促して、産休・育休後の受け入れが円滑に行えるように働きかけていきたいと考えています。

安本委員 私も進捗状況を見せていただきましたが、たくさんメニューがあっっているなことに対応していただけるなと思っています。11月26日に改正児童福祉法が成立して、一部を除いて来年の4月から施行されることとなっています。この中には、これまで行われてもいますが、保育ママ制度という、保育士などの資格等を持つ人が、仕事などの理由で親が子どもの面倒を見られないときに親にかわって自宅で乳幼児を預かれる制度や、生後4カ月までの乳幼児のいる全家庭を訪問して子育てのアドバイスを行うといったことも法的に位置づけをされて制度化されるということです。法律的な位置づけがないときはプライバシーの問題とか、いろいろな障害があったようなんですけれども、今回、法律上の子育て支援サービスの1つとして明確に位置づけることも行われるようで、全体的に見ると私はメニューとしてはそろってきていると思っています。

ただ、ニーズ調査をした結果、ニーズが少ないとか、規模、市町村の財政の問題でそういったサービスを実施できない状況もあるのではないかと思いますけれども、子育て中のお母さんから、あそこの市町村はサービスを受けられるのに、自分が住んでいるところでは受けられないという話を聞くこ

とが多くあります。住んでいる地域によって福祉のサービスはいろいろ差があるんですけども、なるべく格差が生じないようにしなくてはならないと思います。利用したいときには、だれでもどの市町村でも受けられるようになることが、今後一番必要ではないかと思えます。

メニューはそろっても、利用が少なくてなかなか進まないこともあるということですが、後期計画に向けて、これから検討されていく中で、国の方針もまだ出ていないということですけども、県としては後期計画に向けてどのように今、考えられているのか、お教え願いたいと思います。

市川児童家庭課長 子育て支援サービスにつきましては市町村が実施主体となっておりますので、それぞれの首長が独自性を生かした取り組みをしているために、確かに市町村間で格差が生じております。小規模の町などは、新たな事業に取り組みにくい状況もあります。国の補助制度の要件が厳しいので取り組みにくいということもありますけれども、こうした地域には県単独の補助制度の活用を促しながら、市町村間の格差が生じない形で支援をしていきたいと考えております。後期計画策定にあたりましては、このようなことに十分に配慮して、計画の中に組み込めるように検討していきたいと思っています。

安本委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

先日、私は福井県の子育て支援事業について視察をしてきました。なぜ福井県だったかということ、10月の新聞記事で次のような記事を目にしたからです。少子化対策、ワークライフバランスという観点で全国を見ると、対策先進県として注目される福井県の取り組みは興味深いというものでした。福井県は各都道府県が軒並み出生率を下げた全国過去最低を記録した2005年でも、全都道府県の中で唯一、出生率が上昇したということです。2006年度からは3人目以上の子どもについて、生まれる前の妊婦健診や3歳になるまでの医療保育にかかる経費を原則無料にする「ふくい3人っ子応援プロジェクト」をスタートさせているという記事を目にして視察をしてきました。

視察してきた感想は、3人目が無料になるかどうかは別にして、山梨もほとんど同じ事業をやっているという感じです。ただ、1つ感心したことがあったのは、「ママ・ファースト運動」という、福井県独自の運動を昨年度から実施していたということです。それは妊娠中の女性とか小さな子どもを連れた方を見かけたら席を譲りましょうとか、荷物を持ってあげましょうとか、温かい目で見守ってあげましょうというスローガンで、県民一人一人の子育てを応援する意識を高めていく運動なんです。後期行動計画の中にも、こうした県民の皆さんが子育てに対する応援する意識を醸成する運動も取り入れていただければと思うわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

市川児童家庭課長 先生がおっしゃるように、地域でも子育てを支援することは大変重要なことです。さまざまな事業に取り組んでいるわけですけども、企業に応援してもらおう事業の中で、18歳未満の子どもを3人以上持つ家庭に商品の割引などを行う、やまなし子育て応援カード事業といったものもあります。こうした事業に取り組むことによって、地域全体で子育てを支援していこうという機運の醸成につながると考えております。県民が子育てを応援するための意識の醸成をすることが大変重要ですので、今後もしっかりと後期計画などにも組み込みながら進めていきたいと考えています。

安本委員

仕事と子育てを両立するための支援として、特に企業に対する支援についてです。この委員会の所管とは違うと思いますので、お答えいただける範囲でお願いできればと思うんですけども、仕事と家庭の両立を支援する観点から、現在は従業員301人以上の企業に雇用環境整備などに関する行動計画の策定、届け出が義務づけられていますけれども、今回の児童福祉法の改正によって対象企業が引き下げられて、101人以上の企業にまで対象が拡大され、事業主が計画を公表して従業員に周知することが義務づけられたところなんです。

福井県を視察したときに伺った企業に対する支援の中で、この一般事業主行動計画を策定した企業や労働協約、または就業規則の整備をした企業に対して、子育て支援奨励金を10万円とか20万円支給するという制度がありました。また、男性従業員の子育てを応援する職場環境づくりに積極的に取り組む企業を父親子育て応援企業として知事が表彰する。この表彰を受けた企業は、これとリンクして県の保証協会の保証料を県が負担したり、入札時の評価項目に組み込んだり、県のホームページで紹介したりするという取り組みが行われていました。

こういった取り組みをしている県もあるんだなと思って帰ってきました。今以上に子育て支援企業に対する支援策も後期計画に盛り込んでいただきたいと思うわけですけども、いかがでしょうか。

市川児童家庭課長

働き方の見直しが確かに叫ばれております。企業の子育て支援の取り組みは大変重要なものです。現在、福祉保健部としましては、企業が子育て支援に関心を持ってもらうための普及啓発を目的とした事業を幾つか実施しております。こうした中で、県土整備部の事業になりますが、入札参加資格審査における主観点の見直しが行われまして、来年4月から子育て支援に関する項目が加わって、次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画を策定して労働局に届け出ている事業主については、加点をすることが決まっています。これは県土整備部のホームページに掲載されています。ですから、県全体としては少しずつ動きが出てきていると考えております。全国的に企業にインセンティブを与えるような事業の取り組みが進む中で、こうした取り組みの必要性は高いと考えますので、また後期計画の策定に当たっては十分に参考にさせていただきたいと考えております。

安本委員

来年度へ向けてのプランの後期計画作成の中で、ぜひ今回、質問させていただいた件について前向きに検討を進めていただきたいと思います。前にも本会議で質問させていただいた、赤ちゃんを連れて外出しやすい環境づくりにつきましても、よろしく願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(インフルエンザの状況・対応について)

大沢委員

今回、新型インフルエンザについての予算がかなり計上されていますけれども、通常のインフルエンザについて新聞などを見ますと、山梨県はインフルエンザの発生が早くて全国で一番多いという報道がされています。今の状況を県はどのように把握しているか伺いたいと思います。

荒木健康増進課長

山梨県におきましては、県内の小児科、内科医院のうち40の医療機関を定点として選定し、毎週、件数の報告を受けております。その数を把握した

上で、流行、あるいは流行していないという判断をしております。

今年度につきましてはご指摘のとおり、10月下旬に流行が開始していません。昨年の方は11月中旬でして、年によっては大体1月とか、年を明けての場合がありまして、今年は非常に早くなっております。また、非常に流行が多い地点につきましては国立感染症研究所が注意報を出しているところですが、山梨県には全国で初めて11月中旬に流行注意報が発令されております。なお今シーズンの集団感染として、学校等における休園、学級閉鎖につきましては、休園が1校、小学校の学級閉鎖が1校となっております。

大沢委員

実は私の地元できょう、お葬式があるんですが、風邪を引いて1日で亡くなってしまったというんですね。どうも肺炎ではないかということですが、インフルエンザが関係あるかどうかは知りませんが、今、高齢者のインフルエンザによる死亡が非常に危ぶまれているんですね。ですから、そういう方々の状況は今、どうなのか。その対応もあわせて伺いたいと思います。

荒木健康増進課長

今のご質問は、インフルエンザについては特に高齢者の方が感染すると重症化し、さらには亡くなる場合も多いのではないかとご指摘だと思っておりますが、平成18年の人口動態統計では、全国で865人の方がインフルエンザが原因で亡くなっているということです。そのうち65歳以上の高齢者は784名で、90%を占めているということで、ご指摘のとおりです。山梨県につきましては年齢不詳ですが、8名の方が18年中に亡くなっています。

このように高齢者の感染予防という意味では予防接種も重要であると考えられます。65歳以上のインフルエンザに関する高齢者に対する予防接種につきましては、予防接種法の定期的予防接種に指定されておりますので、山梨県内の28市町村全部で制度がありますが、市町村と契約している医療機関において、接種費用の全額、または一部を助成する形になっております。それ以外にも全般として、インフルエンザにつきましては外出後のうがい、手洗い、あるいはせきエチケットと呼ばれるものについてホームページ等を通じて普及啓発を図っていきたいと思っております。

(山間地域における医療体制について)

大沢委員

高齢者のインフルエンザの予防接種は市町村が実施するということが、ぜひ奨励するように、徹底して努力をしていただきたいと思っております。

また、いわゆる山間地、限界集落というところに住んでいる人たちの医療体制はどうなんでしょうか。これらの地域の方々が医者に行くといっても車はないし、自分で運転するわけにはいかないし、医者も来てくれないという地域があるんですね。これからそういう集落が多くなるので、そういう地域への対応について伺いたいと思います。

山下医務課長

山間へき地とか限界集落といった、いわゆる高齢化、過疎化が進んでいく地域に対する医療提供体制というご質問だと思います。現在、へき地医療をどう確保するかにつきましては、県内でへき地医療拠点病院として、塩川病院、市川三郷町立病院、飯富病院、大月市立中央病院の4つを指定してあります。医者になかなかかかれない地区の方につきましては、これらの病院から年間、おおむね350回ほど巡回診療に行き、年間約3,000人の患者を診ていただいているという体制の整備に対して、県も運営費の補助をしております。身近なところで医療機関がないところは、道志村国民健康保険診療所

など11ヶ所の市町村立のへき地診療所がありますが、その施設整備等に対しても県は補助をしているところです。

あと、それぞれの地域で市町村が医療機関まで市町村営のバスを運行したり、福祉タクシーで患者の足を確保するということを行っております。さらに病気にならないための予防として、市町村の保健師を中心に28市町村それぞれで高齢者、ひとり暮らしの方などを把握して、訪問指導を行っている状況です。

先生のご指摘のとおりますます高齢化が進んでいくと思われまますので、これまで以上にへき地診療の確保に力を注いでいかなければならないと考えております。

(放課後児童クラブと放課後子ども教室について)

大沢委員

子育て支援の中に放課後児童クラブがありまして、現在は対象が小学校3年生までですが、昨今の社会状況では、親御さんが心配しているのはいつ子どもが犠牲になるかわからないということで、家へ無事に帰ってくるまでが心配でならないということなんですよ。ときによっては学校の都合等で子どもが早く帰ることがあっても、パートか何かで勤めている人たちは勤務時間があるから困るということです。県の西部のほうでは現在小学校3年生までが放課後子どもクラブの対象だということで、おそらく全国的にもそうだと思うんですが、4年生以上も対象にしてほしいということなんです。山梨県だけでいっても無理でしょうけれども、そういう働きかけがされているかどうか。もしできればそういう働きかけをしていただきたい。世の中が変わってきて安全が非常に難しい社会になってきたから、どう働きかけをして、これからどう対応していくのか伺いたいと思います。

市川児童家庭課長

放課後児童クラブについてですけれども、ご指摘のように対象年齢は小学校の低学年ということで、1年生から3年生を原則としております。そして、4年生以上の児童に対しては厚生労働省ではありませんけれども、文部科学省の子ども教室という制度があります。今のところはそれぞれ全く違うものですが、放課後児童クラブについては一応、対象年齢が3年生までということですが、子どもの安全、安心の確保は大変重要なことだと考えております。子どもが通常は家庭に帰ってくるけれども、あらかじめこのときだけはちょっと都合が悪いから子どもを預かってほしいという際の子育て支援サービスとしては、ファミリーサポートセンター事業があります。この事業は、もう子育てが一段落して子どもを預かることができるような人と子どもを預けたいという、依頼会員と提供会員が会員組織をつくりまして、市町村で設置しているもので、地域の住民の協力による子育て支援サービスです。そういうものを利用して子どもの安全を確保するというのもあると思います。

働きかけについてですが、放課後児童クラブについては働きかけは特にはしていませんが、文部科学省の事業ですけれども、放課後子ども教室は小学校6年生まで対象にしておりまして、ある程度、一体化をしたらどうだろうかという検討もされているようですので、それについては教育委員会で国への働きかけをしている状況です。

(医療観察法に基づく病院の県立北病院の施設改良について)

清水委員

北病院の施設改良について予算が計上されているわけですが、私も地元の1人として非常に興味がありますので、まず制度の概要を説明いた

ければと思います。

篠原県立病院経営企画室長 医療観察法につきましては、重大な他害行為という、いわゆる殺人とか放火とか強盗、強姦、強制わいせつなどの傷害などが起きた場合、通常は検察官から裁判所に起訴状を送り、裁判が行われて刑務所に入るという措置がとられますが、心神喪失状態と認定されまると、地方裁判所で入院、あるいは通院という処置をとるという制度です。

清水委員 通常の入院とは違うと思いますから、予算計上されている施設整備の概要を説明してください。

篠原県立病院経営企画室長 国との協議の中では、北病院に200床あるうちの5床につきまして医療観察法に基づく入院施設を新たにつくっていくということになります。

清水委員 当然、今度の施設整備は、内容が内容だけに地元の皆さんも非常に関心がありますから、周辺の整備も普通の整備でなくて、かなりコントロールされたしっかりした外壁の整備をしてもらわないと大変ではないかなと思っているわけですが、その点はどうなんですか。

篠原県立病院経営企画室長 病床も部屋自体は重厚なもので、窓にも格子が入っており、建物自体が密室状態になっています。万が一火災等があった場合は、当然、患者等を外に出さなければならぬということで、今のところの計画では病棟を囲う形で塀等をつくる中で確実に外と遮断する格好の施設を考えております。

(県立中央病院の運営について)

岡委員 本会議において内田議員が厳しく指摘をした経過がありますが、つまりこのところ、あちらこちらで職員の不祥事が起こっていると思うわけです。先ほど部長は予算の概要説明を全部終えた後で県立中央病院における帝王切開中の医療事故について、陳謝されました。

私は山梨県民の命を守っていく中央病院で事故が起きたのであれば、ほんとうに申しわけなかったという気持ちをまずあらわすべきじゃないかなと思うんですね。予算の説明は二の次だと思うんです。すばらしい理事長が来られるわけですから、その理事長を迎えるためにも、腹を据えて病院運営をしていただきたいと思います。一言だけ決意表明をください。

小沼福祉保健部長 県立病院は本会議でも再三、申し上げておりますように、県民医療の最後のとりででございますので、その信頼を維持、より向上するように、今度、新しい独法に行くに当たってもその点に十分に留意をして進めたいと思っています。

岡委員 これはお金の問題ではなくて、言うならば職員が病人に対して真剣に対応してもらいたいということなんですね。事故はやはりあってはならないんですよ。やはり人の命はそれだけ大切だ、重いものだということをぜひ病院の関係者には考えていただきたいと思います。経営形態の問題、あるいは累積赤字がどうのという問題以前の問題として、人の命を守る病院をしっかりと運営していきたいと述べてもらいたかったんですね。

小沼福祉保健部長 繰り返しになりますけれども、県民の医療の最後を守るのは県立中央病院で、それが最大の使命ですから、そこがおろそかに、ないがしろになることはないことは間違いありませんし、より充実していきたいと考えております。

主な質疑等 教育委員会関係

第106号 山梨県学校職員給与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第112号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第145号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第146号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第147号 指定管理者の指定の件

質疑

岡委員 韮崎の射撃場が甲州市に移転するということで、今、検討しているようです。他の場合はどの指定管理者も5年間という指定期間になっていますが、この施設の場合には今年の7月30日までということになっていますが、今

後との関係についてはどのようになっているのでしょうか。

今井スポーツ健康課長 7月30日に葦崎射撃場が閉鎖をして、新しい射撃場ができるまでの間をどうするかということによろしいでしょうか。

岡委員 はい。それでも結構です。

今井スポーツ健康課長 今のところ、地元との協定により7月30日まで葦崎射撃場が使えることになっております。7月30日までに新しい射撃場が完成する見込みは非常に厳しい状況でして、県内に民間射撃場が4カ所ありますので、基本的にはそちらの射撃場を活用していただきたいと考えております。

岡委員 わかりました。八代射撃場があるんですけども、葦崎との関連性はどうかになっているのでしょうか。

今井スポーツ健康課長 葦崎射撃場はクレ－射撃場です。八代の射撃場はライフル射撃場でして設備が全然違いますので、クレ－射撃には八代射撃場は使うことができません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第148号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第149号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第150号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第151号 指定管理者の指定の件

質疑

大沢委員

美術館と文学館及び芸術の森公園の指定管理者として、SPS・桔梗屋グループを指定したいと議会で議案が提出され、債務負担行為も提出されています。改めて確認したいのですが、美術館及び文学館に指定管理者制度を導入することになった目的とメリットを教えてください。

三枝学術文化財課長

最近の行政サービスにおいて、多様化する住民サービスに効果的・効率的に対応していくためには、民間が有するノウハウを積極的に活用することが最近は多くなっています。そうした中、県では平成18年度から県立の各施設に指定管理者制度を導入し、一定の成果が出ていることを踏まえまして、今回、県立美術館等におきましても、総務部門に限定して、指定管理者制度を導入する他県の例を参考にしながら導入することとしました。学芸部門は引き続き県直営とする中で、総務部門だけを指定管理者にゆだねることにより、施設の利用促進が期待でき、効果的な運営が可能になる見込みで、来年4月からの指定管理に踏み切ったところです。

大沢委員

SPS・桔梗屋グループが選定された理由も資料に書かれているんですけども、どんな点が評価をされて適当だと認められたのかを聞きたいんです。

三枝学術文化財課長

今回、指定管理者制度を導入するに当たり、選定の仕方として、プロポーザル方式を採用しております。価格だけではなくて、申請した業者の施設の運営方針や企画力を含めた総合評価によって、候補者として選定されております。今回、選定されましたSPS・桔梗屋グループにつきましては、サントリー美術館の運営を初め、島根県立美術館や山口県の文化ホールなど、多数の施設での指定管理者としての実績を踏まえる中で、美術館等の施設管理者として安心して任せられることが評価され、特に学芸部門と連携をとりつつ運営を行うという、十分に配慮した事業計画などが評価されました。

また、地域別、年代別に独自の広報戦略を企画するとともに、アートツアーの実施や文学館の喫茶スペースのリニューアルなど、施設の活用策が具体的に提案されており、施設の利用促進が期待できる点においても他の応募団体よりすぐれているということで、その企画力が高く評価されたものと思っております。

大沢委員

美術館などを運営している経験があるということですが、きょうは十五夜で、ゆうべは月が非常に美しく見えました。そういうものを絵や詩歌にしたものを展示してあるのが美術館であるとか文学館という場所だと私は今まで思っていた。今後も美術館とか文学館はそういうものだろうなと思っていたら、新聞報道で美術館で結婚式を行うと出ていました。SPS・桔梗屋グループからウェディング事業を含めてどういう事業計画書が出ているんですか。

三枝学術文化財課長

SPS・桔梗屋グループだけではなく、応募の際の事業計画は細かい部分まで出ておりません。SPS・桔梗屋グループにつきましては、利用者のサービスの向上を図るとともに、美術館や文学館、芸術の森公園の魅力を一層引き出そうということで敷地内の施設やスペースを活用したウェディングサービスの実施が記載されておりましたけれども、具体的な場所や時間、

規模、それらについての詳細な事業内容については特に触れられておりません。また、指定管理者に選定されたからといってウェディングサービスなどの事業提案をすべて実施してよいという認識ではありませんので、今後、協議の課題となると思います。

大沢委員

先ほど言いましたように、新聞等で報道をされているんですよね。その中でウェディング事業をする場合に具体的な場所とか、料金の設定などについても公表されているんですよね。新聞に出すくらいだから報道関係者はみんな、知っていると思うんですよね。ところが知らないのは議員だけです。しかも、議案がまだ議決されないうちに既に桔梗屋がこういうことをしますと言っているんです。やはり美術館というものは長い歴史の中で、山梨県立美術館といえばミレーの美術館だというぐらいの高いグレードになっているんです。私はそう思っています。その場所において結婚式をやるのは、どういう形でやるのか。県のほうでは具体的なことは全然知らないのでしょうか。美術館、文学館のあり方に対して県ではどう考えているのか、伺いたいと思います。

棚本委員長

三枝課長に申し上げます。今、大沢委員の質問の中に手順について等の質問も入ってありましたから、提案前の報道がなされたことにつきましても、もう少し踏み込んで、しっかりと答弁していただいて理解をいただくほうがよろしいかと思えます。

三枝学術文化財課長

ご指摘がありましたように、本来ですと議決後、正式に契約を結ぶことになりまして、現時点では選定されたという段階ですので、細かい内容等についてはこれから出てくることになります。正式に議会の議決を得た後、契約を結び、方法や時間など細かい部分については協議をさせていただくことになっております。

美術館及び文学館はやはり、設置及び管理条例にもありますように、県民が美術館及び文学館に関する知識を深めるとともに、すぐれた芸術作品に触れることにより、心豊かな社会を形成することなどを目的に設置・運営されているものでありますので、それらを前提に、ウェディング事業の実施に当たっては、単に集客が図られるということだけではなくて、ウェディングの出席者に対して美術作品等を鑑賞する機会を提供するなど、施設の利用促進につながる事業内容であることも大切であると思えますし、それによって入館料収入が得られることも大事なことでないかと考えております。

また美術館や文学館及び芸術の森公園の雰囲気良好に保たれ、芸術文化、憩いの空間としての価値がより一層高まることが、指定管理者に任せただでも一番求められるところだと考えております。こうした考えを踏まえ、新聞報道にあった内容をそのまま認めることは難しいと考えてはおります。いずれにしましても、今後正式に契約した後、指定管理者から細かい内容等が提出されると思いますので、それを待って協議を進めていきたいと思っております。

大沢委員

午前中開かれた福祉保健部の審査でも、議会に諮る前に既に新聞で報道されていた、手順がおかしいじゃないかという話ができました。同じように今回の場合も、ここに議案が初めて提出されたのに、既に新聞ではブライダル事業までやると報じられていて、美術館というものは何だということになる。指定管理者になれば何でもできるのかということにもつながると思うんで

すよね。

私は新聞を見たときに、これは大変な問題になるのではないかなと思ったから案の定、おしかりの手紙が来ているんですよね。さらに突っ込んだことまで書いてあるんですよ。でも我々はまだ全然知らないんです。今議会で議案が出されて、SPSと桔梗屋が指定管理者になって、今から契約されるとなっているんですけども、先ほどから何回も言っているように、ブライダル事業をあそこでやるなんてことは今まで聞いてなかった。山梨県立美術館のことを考えると、さて、結婚式がいいだろうかという気がするんですけども、もう一度、美術館のあり方をお答えいただきたいと思います。

三枝学術文化財課長 先ほどもお答えしましたように、やはり美術館、文学館は県民が美術や文学に関する知識を深める場所ですので、美術館、文学館、芸術の森が持っている雰囲気营造良好に保たれ、芸術文化、憩いの空間としての価値がより一層、高められる効果が出るものにつながるものについて、できるだけ認めていくように考えていきたいと思っています。

大沢委員 何回も言うようですけども、このブライダル事業を行うといった新聞報道がされて以降、県では桔梗屋等に指導や折衝は行ってきたんでしょうか。また、これを行うということで進めていくつもりですか。

三枝学術文化財課長 ご指摘がありましたように、新聞報道は先走った行為ということで、すぐ嚴重な注意をするとともに、今回のグループ編成はSPSが代表者になっておりますので、そこを通じて指導を行ったところです。なお、ウェディングについては今後の提案を見る中で検討を進めていきたいと思っています。

討論 (議事進行、休憩の声あり)

(休 憩)

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第20-10号 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求めることについて

意見

清水委員 ご承知のとおり非常に厳しい財政状況の中で、高校まですべて30人学級にするのは非常に難しいのではないかなと思っているところでして、小学校3年生以上については今までどおりチームティーチングや習熟度別指導などの個に応じたきめ細かな指導をしていただくということでお願いします。したがって、不採択をお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で不採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(外国人児童・生徒の教育に対する市町村への支援について)

河西副委員長

一般質問でも触れさせていただきましたけれども、外国人の児童・生徒の教育について、取り組みや姿勢に対する答弁をいただきました。もちろん行政にも責任はありますが、外国人の労働者を雇っている企業・団体にも大変責任があると思うわけです。そんなことも質問の中で触れさせていただきました。私の地元の中央市は、外国人の労働者も多いし、それに伴って子どもも大勢いるということです。県では県内17校に18名の日本語指導教員を配置していただいていることも答弁いただきましたけれども、児童生徒と意思の疎通を図るにはどうしても外国語がわからなければ先生も指導できないということで、中央市では独自に3人ほど支援者というか通訳というかを、厳しい財政の中でも対応しているということです。

県の財政事情も大変厳しい中、難しいかもしれませんが、支援員に対する財政支援がもしできるのであれば、お願いしたいのです。中央市だけでなくほかの町もそうだと思いますが、全部負担をしてほしいということではなく、少しでも何か対応できることがあれば補助的な支援をしていただきたいと、市でも県にお願いしているようですけれども、その辺について県の姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

佐野義務教育課長

県はこれまでも外国人の児童・生徒の多い地域を中心として、日本語指導や適応指導のための日本語指導センター校を17校設け、18名の教員を配置しております。適応指導の面からも、生徒指導推進協力員や児童・生徒支援加配教員を配置するなどの支援を行ってまいりました。中央市では小学校に2名、中学校に1名の市単独で職員を雇い、主に通訳として活用していると聞いております。現状では、市の事業への財政的な支援は非常に厳しい状況にあります。

そこで現在、母国語の通訳者の派遣事業を推進しています。これは県で行う事業ですけれども、年間では20回という少ない回数ですが、1回につき2時間の派遣を行っています。平成17年度の実績では9件、平成18年度は4件、平成19年度が8件、平成20年度は9件の予定となっています。この事業は計画の半分程度の利用しかない状況でして、2時間単位という短い時間等、課題もありますけれども、活用をさらにお願していきたいと思っております。厳しい財政状況ですので、まずは現在ある事業の効果的な活用をしていただくとともに、一例を申しますと学校適応加配等、生活面の相談にかかわるような加配制度につきましても、実情に基づいて配置を検討していきたいと思っております。実際、現場の声を聞きますと、日本語がしゃべれない子どもたちにつきましても、学級担任も手がかかっておりまして、生徒指導面がなかなかおぼつかないところがありますので、ぜひ活用等を検討していきたいと思っております。

今後もそのような人的支援を含めまして、全国的に行われている取り組みの事例を収集調査する中で、市の教育委員会、地域のボランティア団体、社会福祉教育の団体や、地元の大学、例えば県立大学の国際政策学部とか国際コミュニケーション学科等を利用して、効果的な支援体制の整備など、地域

の実態に即した支援についても今後、研究を進めてまいりたいと思っています。

河西副委員長

市の事業ということで、県の支援は難しいことはよくわかりましたけれども、中央市では外国人児童・生徒が153名ほどいて、県内では一番多いのではないかと思います。2時間だけでも派遣してもらえる事業もあるようですから、市も活用を検討していくと思いますし、また県に要望が来ると思いますけれども、またそのときにはよろしくお願ひしたいと思います。また適応加配という制度もあるようですから、そういうものを活用した中でぜひ児童・生徒や、市に対する支援に対してもう少し前向きな話をさせていただければありがたいと思います。

(定時制・通信制高校の整備について)

岡委員

現在の県内の定時制・通信制教育高校についての基本的な考え方をまず聞かせていただきたいと思います。

・瀬教育長

本会議でも述べさせていただきましたが、本県定時制・通信制の中心校である中央高校の改築、改編につきましては喫緊の課題だと認識しております。現在、県立高等学校整備構想検討委員会の中において県内の定時制・通信制高校全体のあり方を検討していますが、その中で方向性を決定してまいります。方針が固まり次第、一刻も早く取り組んでいきたいという思いであります。老朽化した校舎の改築はもとより、教育環境などの改善を図り、生徒が生き生きと学べる学校、一人ひとりの思いにこたえる学校、生徒が自己実現を目指し夢を持って挑戦している学校、そんな学校に改編していきたいという思いです。

岡委員

すばらしい答弁だと感じますが、知事は、実際問題として県立中央高校へこの2年間で1度ぐらいは行っているのでしょうか。もちろん教育長も教育委員長も行っていると思いますが、それについて聞かせてください。

矢崎新しい学校づくり推進室長

先日、庁議の折に知事に話を伺いましたが、中央高校に昨年、現場を見せてもらったとのことでした。

岡委員

実はこの質問をするにあたってやはり調べておかなければと思ひまして、私はきょう、中央高校へ電話を入れました。「知事が行っているという話も聞いているけれども、実際行っているのでしょうか」と聞いたたら、「さて、私たちは存じ上げていないけれども、もしかしたら土曜か日曜に何かの関係で来たんでしょうかね」ということでした。若干行き違いがありますがいかがでしょうか。

矢崎新しい学校づくり推進室長

知事は直接訪問すると先生方も大変だと気を使われて、多分、休みの日に行かれています。

岡委員

休みの日ということは先生方もいない、子どもたちもいないという状況だと思うわけです。私たちフォーラム政新は昨年、現地視察をさせていただきました、これが高等学校のあるべき姿なのかと非常に驚いたんですね。実際問題として教室は全くがらくただけの物置、倉庫同然。その中で絵をかき、書道をし、音楽の授業をするのですが、全くもってどうしようもない。もっ

と言うならば、校庭なんかはソフトボールひとつできない。当たり前ですがサッカーもできない。ようやくテニスができるかと思えばテニスのボールは外に飛んでいってしまう。何もできないような中で、昼間が約300人、夜間が100人からの生徒がいるんですね。昔は昼間勤めをしながら夜間の定時制、あるいは通信教育で学ぶという生徒が主だったと思うんですが、今は圧倒的多数が昼間、通っているんですね。その中でやはり高等学校として、子どもたちの学ぶ場として現状があるべき姿なのかを、教育委員長から一言、お聞きしたいと思います。

金丸教育委員長　　私はことしの6月に教育委員長に就任したばかりでして、申しわけありませんけれども中央高校には行っておりません。

岡委員　　では教育長に、あるべき姿についてお聞きします。

・瀬教育長　　昔と違い、実際ここ10年間、定時制に集まる生徒は増加傾向にありまして、また勤労青少年の割合は6%ぐらいで、昼間来たいという生徒が増えております。そういう中で、校舎も老朽化、狭隘化しておりますので、一刻も早くこれを何とかしたいという気持ちでおります。
そうは言いましても、ちょうど整備構想を新しく検討をしておりますので、県下全体の定時制・通信制教育のあり方を考えながら、校舎そのものの規模や、どういう教育をしていくべきかも含めて検討をして、中央高校をいい学校にしていきたいという思いです。

岡委員　　新しい県立高校整備構想が今、進んでいることは承知をしておりますけれども、来年の7月か8月ごろ、この構想案が出ると伺っていますが、そんな状況でしょうか。

矢崎新しい学校づくり推進室長　　ただいま構想の検討委員会を行っております。来年の6月ぐらいまで検討させていただきまします。報告書をいただいた後、秋ぐらいになると思いますが、構想を発表したいと思っております。

岡委員　　教育長が最初に言われたことを私がすばらしいと言ったのは、喫緊の課題だと言っていただいたからです。喫緊の課題とはいつとも早い解決を要すると理解しているわけです。来年の秋に発表されて再来年度の予算に調査費が計上されるのかわかりませんが、いずれにしても、今まで聞いてきた中では、総合学科高校を初めとして全体の高等学校を踏まえた上で定時制・通信制学校の問題に取り組んでいくという言い方がされているんですが、その辺についての考え方はどうなんでしょうか。

矢崎新しい学校づくり推進室長　　実は定時制・通信制高校につきましては、夜間の勤労青少年が6%ぐらいしかいません。その他にいろいろな経歴を持つ生徒が昼間にかなり希望を出している。そうした夜間の希望が少ないという状況もありますので、今後、全体を見た上で、中央高校のあり方を詰めていきたいと考えております。

岡委員　　定時制高校は、先ほど教育長が言われたように10年前とは生徒のニーズが違う。つまり、今、中央高校の生徒は勤労学生ではなくなってきているんですね。今までは夜間のほうが生徒は多かったのですが、今は全く逆転しま

して、昼間と夜間が3対1くらいで、今年あたりは288人と86人くらいです。今、定時制高校は県内では8校ありますね。8校の中で、生徒が何百人という高校は中央高校しかないと思うんですが、その辺はどうですか。

矢崎新しい学校づくり推進室長 県内では昼間の定時制が3校あります。あとは全日制高校に定時制が併設されていますので、生徒が100人を超える学校は中央高校のみです。

岡委員 校名を言っただけでは失礼かも知れませんが、葦崎高校や甲府工業の定時制とは中央高校は全く質が違っていると私は思っているんですよ。教室そのもの、運動場も違う。そういう点では普通校などに併設されている定時制の生徒たちは、中央高校の生徒からすればけた違いに恵まれているんですよ。そういう状況ですから、私はやはり中央高校に早く適切な手を加えるべきだと思うんですよ。

先ほど教育長は生き生きと学べる、あるいは夢をもって挑戦する学校にしたいと言っていました。山梨県の次代を担う子どもたちを育成するわけですから、しっかりした施設を提供しなければいけないと私は思うのですが、その辺はどうでしょうか。

矢崎新しい学校づくり推進室長 先生がおっしゃるとおりで、中央高校は県内の8校の定時制・通信制高校の生徒の在籍数の64%を占めており、文句なしで県内の定時制・通信制高校の中心校です。ただ、中央高校には、先ほど申し上げましたように全日制になじめない子どもとか、不登校の生徒とか、個別の指導を必要とする生徒など、多様な生徒がおりまして、こうした生徒に対して実態や、ライフサイクルを考慮して学習環境を整えていこうという考えで進めております。

岡委員 これからの県を担う子どもたちの育成のために教育環境はぜひそれなりに対応してもらいたい。とんでもなく差別のあるような教育環境はよくないと私は思っているんですよ。そういうことを含めて、最初に教育長が言われたように喫緊の課題だという気持ちを忘れずに取り組んでいただきたい。総合学科高校が全部終了した後に中央高校に手をつけるかというような、差がある話ではなく、喫緊の課題という言葉に基づいて、ぜひ対応していただきたいと思います。

最後に、教育委員長には、できましたらぜひ一度、中央高校に行って視察をしていただいて、また教育行政に反映していただければと思います。

(不登校対策について)

安本委員 不登校対策について伺いたいと思います。平成19年度の不登校児童・生徒の割合が全国ワーストワンという状況で、大変心配をしております。議会でも本会議、委員会等で不登校の原因がどうなっているのかとか、どういう取り組みをしているのかという質問が幾つもありました。

今議会の代表質問で、少人数学級編制の拡充についての質問の答弁の中で、教育長から中学校1年生に少人数学級編制を導入した結果、導入した学校の1年生の不登校者が1学期末現在で昨年に比べてほぼ半減したという報告がされました。教育厚生委員会では8月に、山形県が少人数教育の先進県ということで調査に行きましたけれども、その際、中学校の少人数学級の導入について、山形県では不登校対策にはあまり効果がなかったという話も聞いて

ていただけに、半減と聞いて本当によかったなと思っております。

まず、1学期末現在の小学校、中学校の不登校の状況についてお伺いできないかと思いますが、いかがでしょうか。

佐野義務教育課長 1学期末の小学校の30日以上の欠席者につきましては、全体で46名となっています。中学校につきましては、全体で422名という数になっています。

安本委員 昨年と比べてどうかということはわかりますでしょうか。

佐野義務教育課長 先日、新聞等の報道にもありましたとおり、若干ではあります数減りつつあります。

安本委員 ちょっと観点が変わりますが、今年の9月議会でこういう質問がありました。不登校になってしまった児童・生徒を再登校させるために費やすエネルギーは並大抵のものではないため、児童・生徒が休み始めたときの初期の対応が肝心で、初期対応をこれまで以上に重要視し、見直すことが重要ではないでしょうかという質問でした。これに対する答弁は、不登校対策では何といっても未然防止、初期対応が肝心ですということでした。確かに未然防止、また初期対応が一番効果があって大事であることは納得したんですけども、質疑を聞いていて私が感じたのは、現在、不登校になってしまっている子どもたち、児童・生徒への対応もいかにエネルギーがかかろうとも、また並大抵ではなかろうとも、登校できるようにしっかり取り組んでいかなければいけない、努力していかなければいけないということで、皆さんもそのことは思っているの答弁ではないかと感じました。

そこで、文部科学省の調査だと思いますが、教育委員会では児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査を行っていると思うんですけども、再登校率、指導の結果、登校できるようになった児童・生徒数の人数と割合がわかる調査をされていると思います。全国の平均数値と山梨県の数値、割合で結構なんですけれども、普通の授業ではなくて別室とか適応指導教室登校などもあると思いますけれども、公立小学校、公立中学校、小中合計ということで、全国平均と本県の状況をパーセントで教えていただけないでしょうか。

佐野義務教育課長 再登校率の割合ですけれども、平成19年度で、小中学校あわせて30.3%になっております。平成19年度の全国的な数値がありませんので比較できませんが、平成18年度の山梨県の再登校率は30.2%、全国は30.4%になっております。

安本委員 小学校、中学校別にわかるでしょうか。

佐野義務教育課長 平成19年度は小学校では30.9%、中学校では30.3%となっております。

安本委員 平成19年度の国の平均はホームページで調べたんですけども、小学校が32.5%、中学校で30.1%、小中学校計で30.5%と出ていたと思います。それからすると山梨県は平均くらいだと思いますが、その調査の中で、指導の結果、登校することができるようになった児童・生徒に対して特

に効果があった学校の措置という調査もあったと思うんですけども、本県の場合、どういう措置、指導をして子どもたちが登校できるようになったか。その調査結果について、小学校、中学校で効果があった学校の措置のベストスリーを伺いたいと思います。

佐野義務教育課長 再登校できるようになった学校の措置ですが、小学校ですと、一番効果があったのは担任等が家庭訪問をする中で生活面、学業面の相談に乗ったり、指導、助言を行ったという例が1番です。2番が電話をかけて登校を促したことです。3番が保護者等の協力を得て改善を図った、要するに家庭との連絡です。

中学校の1番は、スクールカウンセラーが専門的な相談に当たったことです。2番目が、担任等が電話をかけたり迎えにいったという指導。3番目が、家庭訪問を行ってさまざまな指導、援助を行ったことです。

安本委員

中学校の場合は、スクールカウンセラーが、もう全校に配置されていることもあって、小学校と一番違うところだろうなと思いますけれども、小学校の場合でもスクールカウンセラーがもっと配置されていれば効果があるのではないかなとも思います。

このスクールカウンセラーですけれども、決算特別委員会でも、もう少し数をふやしたらどうかという意見も出ていたと思いますが、そのときにいただいたいじめ・不登校対応必携を見ますと、スクールカウンセラーの仕事内容として4つぐらい書かれています。児童・生徒との相談、保護者との相談、教師との連携、関係機関との連携と多岐にわたってしまっていて、割合的には今、この4つのうちどれが一番多いのか、わかりましたら教えていただきたいです。

私は先日滋賀県に行ってきたんですけども、スクールカウンセラーの役割、仕事として、滋賀県では保護者への対応が一番多くなってしまっているという話を聞きました。本来は子どもたちへの対応をしたいんですけども、保護者対応に追われてきている状況の中で、今年度から新規に中学生の保護者だけを対象とした支援員として、保護者対応専門のスクールカウンセラーを設けたという話を聞きました。

小学校は実際に家庭訪問を行うとか電話をかけたりということが一番効果があるということだそうなんですけれども、やはり現場にいらっしゃる教師、先生が直接対応されている。今、先生方は非常に忙しいと聞いていますけれども、スクールカウンセラーを補完的に保護者対応、また家庭への家庭訪問に活用できれば、子どもたちが登校できるようになる一番大事な施策だと思いますので、スクールカウンセラーを増員し、新たな対応をしてもらう方をふやしていくことが、初期対応と比べて、復帰させるという意味では大事ではないかと思うんですけども、平成21年度に向けて、そういった検討をされているでしょうか。

佐野義務教育課長 スクールカウンセラーにつきましては、現場でもいろいろな面で活用してしまっていて、たくさん効果を上げております。これは来年度予算の話ですので、まだ確定ではありませんけれども、スクールカウンセラーにつきましてはこれまでと同じように中学校への全校配置、スクールソーシャルワーカーにつきましてもこれまでと同じような形で活用を図っていきたいと思っております。これは予算が関係しますが、私たちの要望としましてはなるべく小中学校の連携を図れるような配置ができればと願っております。

安本委員

不登校ワーストワンということで、議会もそうですし、県も知事を筆頭に何とかしたいと思っているということですから、登校できない子どもたちに、今、一番効果がある施策はこれですという結果が出ているわけですので、これを財政当局にも示して、本当に効果があるものについては人数増員をしていかなければいけないんじゃないかと思います。ぜひもう一度、教育委員会として検討していただいて、効果がある施策はこれなんですと懸命に訴えていけば、私は増員できると思っています。

昨年の6月に私が議会で質問させていただきましたが、滋賀県では3年間の期間事業として、大学生を活用した不登校対策を取り入れて、最初は家庭訪問を行っていたようです。これにより90数%改善が見られたと聞いていますけれども、非常に効果があったので、3年間の事業期間は終期になったけれども、名前を変えて事業継続されているそうです。5,000回ぐらい、大学生が小学校などに派遣されているようですが、そこで授業を補助するだけではなくて、学校と一緒に遊んでくれたり、給食を一緒に食べてくれる。学校に行けばお兄ちゃん、お姉ちゃんがいるから行きたいとなり、90%を超える子どもたちに改善が見られたということで、財政課もその効果を認めずっと事業として続けられているという話を聞きました。

本当に不登校になってしまった子どもたちが、正規の授業でなくても、別室や適応教室等に戻って来られるように最大限の努力をお願いしたいということで、質問を終わらせていただきます。

大沢委員

今、地域の人たちがあまり子どもたちに言葉をかけないんですが、たまたま駅前的一般の人が、中学生が駅前で物を食べたり、遊んだりしていると学校へ電話で連絡したら、学校では、学校へ来てくれるだけでいいですよと言ったそうです。不登校を減らしたいから、あまり生徒にいろいろ言うともた来なくなってしまうということなんです。不登校で、せっかく学校に来た子どもたちが、また抜け出してどこかで遊んでいても、いろいろ言うと、また学校に来なくなってしまうということで、先生方も大変努力しているのはわかるんですけども、ただ再登校率を気にするのではなくて、再登校後の指導にも気をつけるべきだと思いますが、いかがですか。

佐野義務教育課長

先生のご指摘のとおりだと思います。私たちの側では次のような指導をしています。まず1つ目としては、子どもたちが学校に再登校してもらうにはどうすればいいかということです。これについては、一人ひとりの子どもに対して、各学校で、学級担任、生徒指導主任、学校長、スクールカウンセラー等が入りましてケース会議を行います。その中で、その子にとって最もいい方法はどうすればいいかをまず考えます。そして家庭訪問の中で生徒指導や、学力が落ちている子については学習指導を行っていきます。その結果、学校に少しでも来られるようになった子につきましては、保健室登校、相談室登校を行いまして、保健室の先生、もしくは生徒指導主任等がきめ細かに対応しているという現状です。各学校から聞き取りをした結果、先生方は精いっぱい努力しているということ、その中で、何とか不登校の割合を減らそうと、各学校が一生懸命取り組んでいることがわかってきました。

もう一つは、今年取り入れましたスクールソーシャルワーカーという事業ですが、これまで学校にウエートがかかっていた業務に、もう少し社会教育関係の事業を使ったり、例えば県の中央児童相談所、市の福祉課、児童相談員などの人たちを集めまして、スクールソーシャルワーカーがその子のため

にどういうことをするかについての会議を開くことも行ってあります。いろいろな子どもがいますので、なかなかすぐに結果が出ることはないかもしれませんが、学校も地域も一体となって、徐々に取り組んでいる状況です。私たちとしましては、早く結果が出てくれることを願っております。

その他

- ・委員会報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は来る1月30日に実施することとし、場所等を検討の上、追って通知することとされた。

以 上

教育厚生委員長 棚本 邦由